

中能登町の建設工事に係る業務委託における最低制限価格の設定に関する要領（平成28年9月1日告示第74号）新旧対照表〔第2条関係〕

現 行	改正案
（対象） 第2条 最低制限価格を設定する契約の種類は、別表に掲げる建設工事に係る業務委託で、予定価格が<u>50万円</u>を超え、競争入札により契約を行う委託業務とする。	（対象） 第2条 最低制限価格を設定する契約の種類は、別表に掲げる建設工事に係る業務委託で、予定価格が<u>100万円</u>を超え、競争入札により契約を行う委託業務とする。